

第2期恵庭市消防基本計画（素案）について

1 計画の趣旨

令和8年度から開始する「第6期恵庭市総合計画」を踏まえ、消防が取り組むべき今後10年間の方向性を具体的に示すもの。

2 計画策定の視点

重点項目ごとに成果指標を設定し、達成度の公表により市民にわかりやすい計画とする。

3 計画の位置づけ

消防組織法及び消防力の整備指針に基づき、市の最上位計画である総合計画に即したものであり、本市の他の各種計画と整合性を保つとともに、消防分野における施策の方向性を明確にするもの。

4 計画の期間

令和8（2026）年度～令和17年（2035）年度

5 計画の体系

第6期恵庭市総合計画に掲げる基本目標を踏まえ、消防救急体制の充実のため、3つの重点項目と16の推進項目を掲げるもの。

6 今後のスケジュール

- ・令和8年3月 計画（素案）厚生消防常任委員会報告
- ・令和8年4月 計画（素案）パブリックコメント実施
- ・令和8年5月 パブリックコメントを踏まえ、計画（案）の策定
- ・令和8年6月 計画（案）厚生消防常任委員会報告、成案化